

政策 I-2-(2)-②

1. 政策及び目標等

政策	新興市場国の金融当局への技術支援
達成すべき目標	アジアの新興市場国の金融当局の能力向上を図ること。
目標設定の考え方及びその根拠	本政策は中長期的にはアジア各国の金融システムの安定性の向上や健全な発展を目的とするものであり、そのプロセスの第一段階である各国金融当局の能力向上を各年度の達成目標とする。
測定指標	研修生による研修成果の活用状況（研修生に対するアンケート調査の結果）

2. 17年度重点施策等

17年度重点施策	新興市場国の金融行政担当者を対象とした研修事業等の実施
参考指標	研修事業等の実施状況（研修生に対するアンケート調査の結果）

3. 政策の内容

開発途上国の持続的な経済発展にとって、健全かつ安定的な金融システムや円滑な金融・資本市場は必要不可欠な基盤です。また、アジア危機に見られたように、金融のグローバル化が進展する中で、一国で生じた金融危機が急速に諸外国に伝播し、国際金融システム全体の安定性に甚大な影響を及ぼしかねないため、開発途上国の金融システムの安定は国際金融システムの安定化に不可欠です。更に、アジアの新興市場国との経済的繋がりは一層強まっており、我が国金融機関の地域内での活動を支援する観点から、新興市場国における金融システムを適切に整備し、健全な金融市場の発展を支援することが大切です。

そこで、我が国と緊密な経済関係を有するアジア大洋州の新興市場国の金融規制・監督当局に対する技術支援に積極的に取り組み、併せて、これらの国の金融規制・監督当局との連携強化を進めることは、中長期的に、我が国の金融システムの一層の安定化にも資するものといえます。

これらを踏まえ、我が国としてアジア大洋州の新興市場国を対象に金融規制・監督当局への技術支援に積極的に取り組むこととしています。

4. 現状分析及び外部要因

これまでの金融庁の技術協力事業への取り組み

金融庁では、知的支援を効果的に実施するため、従来から新興市場国の金融システ

ムの現状と課題、金融情報システムの個別問題等の実態を把握すべく、アジア・太平洋地域諸国に対し調査を行い、これら調査結果に基づいて、知的支援の主たる事業として本邦及び在外で研修を実施しています。

5. 事務運営についての報告及び評価

(1) 事務運営についての報告

平成17年度に金融庁が実施した技術協力事業の概要は以下のとおりです。

① 新興市場国の金融行政担当者を対象とした研修事業等の実施

17年度においては、新興市場国の金融規制監督当局担当者に対し、証券監督者セミナー（17年10月）、証券法務執行セミナー（18年2月）、預金保険セミナー（18年3月）および保険監督者セミナー（18年6月）を実施しました。

② 今後の知的協力のための実態把握調査

今後の知的協力の効果的な実施に向けて、アジア新興市場国の金融資本市場にかかる実態調査、並びに金融システムの安定性の向上に向けた当局間の連携・協力課題を把握するための調査を行いました。調査結果において示された新興市場国の課題については、それに応じた連携・協力体制の構築ならびに、研修の企画・立案等の技術支援に適切に反映していくこととしました。

(2) 評価

17年度に実施した研修事業は、過去に行った各種調査結果に基づいて企画立案、実施したものであり、新興市場国のニーズに応えるものになっていると考えています。

これら金融行政研修については、研修が終了して1か月程度を目処に研修生本人及び研修生の所属先に対して研修の成果が当局の能力向上に役立っているかを調査するためのアンケート調査を導入しています。同調査の結果、証券監督者セミナー、証券法務執行セミナー、預金保険セミナーにおいては（保険監督者セミナーについては調査実施中）、それぞれ回答者の7割以上から研修で得た内容が「実際に役立っている」もしくは「具体的に活用する方向で検討中」であるとの回答を得ました。さらに、研修生回答のうち7割以上が帰国後「研修内容を他の担当者と共有した」としています。このように、17年度に行った施策は、新興市場国の金融当局に対する技術支援を通じた能力向上、更には我が国との連携強化に寄与したものと考えています。

6. 今後の課題

金融機関の活動や金融取引の国際化が進展していく中で、新興市場国の金融システムの安定は、我が国を含めた国際金融システムの安定にとり、ますますその重要性を増すものと考えられます。また、経済連携協定交渉が進展するなど、アジアの新興市

場国との経済的繋がりが一層強化されてゆくなかで、我が国金融機関のアジア地域内での活動を支援する観点から、各国に対し我が国の技術や経験を発信し、各国の健全かつ効率的な金融市場の発展を支援する必要があると考えられます。このような考え方にに基づき、アジア大洋州の新興市場国の金融規制・監督当局への技術支援に引き続き積極的に取り組む必要があります。

また、近年のグローバル化の進展に伴い、アジア大洋州の新興市場国の金融市場の更なる発展が予想されますが、このような環境の変化に応じて、これらの国の金融当局がそれぞれの市場の発展段階に即した規制・監督を行っていくことを支援するため、研修や調査の内容を適切に適時見直していくことが重要です。このような観点から、当庁が実施する研修事業の参加者に対するアンケート調査や、新興市場国の金融システムの現状や課題を把握するための各種調査を実施するなどの取組みを引き続き行う必要があります。

以上を踏まえ、19年度において、新興市場国に対する技術支援の効果的実施にかかる予算要求を行う必要があります。

7. 当該政策に係る端的な結論

政策の達成に向けて成果が上がっているが、環境の変化(アジア大洋州の新興市場国の金融市場が更に発展していくことが予想されること、またアジア諸国との経済連携協定交渉の進展に伴い、交渉対象国における我が国金融機関の業務運営の円滑化を図るための技術支援を行う重要性が高まること等)や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要があります。

8. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

9. 注記（政策効果の把握方法又は評価に使用した資料等）

〔政策効果把握方法〕

政策効果は、下記に掲げる資料を参考にしつつ、把握に努めました。

〔使用資料等〕

- ・ 研修生およびその所属先へのアンケート結果
- ・ 新興市場国の金融担当者を対象とした研修の開催実績
- ・ 今後の金融協力のための実態把握調査

10. 担当部局

総務企画局総務課国際室